

●●●●年度 地域包括支援センター業務評価表

※一部変更点

- ①自己評価「○、△、×」の3段階から「◎、○、△、◇、×」の5段階へ変更
- ②大項目「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の会議名の変更及び
それに伴う中項目及び小項目の記載事項

包括名	_____地域包括支援センター
記入者	
評価日	年 月 日

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「◇」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
業務 全体	危機管理	24時間の連絡体制がとれており、緊急時の対応体制も整備されている。			
	苦情対応体制	苦情に対する適切な対応(体制)ができています。また、苦情内容や対処方法等について職員間で共有するとともに、再発防止に努めている。			
	個人情報やプライバシーの保護	相談記録や個人情報の管理・保管を適切に行っている。			
		市と共有する個人情報を開示する範囲について協議・確認をしている。			
	職員の適正な配置	3職種及び追加配置職員を定数配置している。			
	3職種の職務分担と連携(2職種配置の場合は2職種)	支援困難ケース等については、各職種の専門性を生かし、必要に応じて3職種が協働で支援している。			
	迅速な対応	緊急性が高いと考えられる場合には、特に迅速な対応を行っている。			
	包括的支援	生活全体を視野に入れ、単体のサービスや制度の適用のみでなく、それらの間をつなぐ等幅広い観点から支援を行っている。			
	公正・中立性の確保	包括的支援事業	市の受託者として公正・中立な事業運営を実施している。		
		介護予防支援業務	要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っている。		
		特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。		
		介護予防支援の委託先の偏り	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		
	事業計画の作成と進捗確認	地域課題を把握分析して反映させた事業計画を職員が作成している。職員間で計画内容を共通理解し、事業目標の達成に向けて定期的に業務の進捗状況を確認している。			
	職員の資質の向上	業務にかかる知識の習得に努め、専門性の向上を図っている。			
		幅広い職員の研修の機会を確保し、参加させている。また、その内容を職員間で共有できている。			
市との連携	運営において、常に市との連携を図り、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図っている。				
	業務上の疑義等について、センター長へ相談・報告し、なお解決できない場合、センター長から市に質問票を提出している。				
運営協議会の提言への対応	運営協議会の提言を真摯に受け止め、事業に反映している。				

【評価項目】 ◎:できた(目標まで達している)、○:概ねできた(目標の3/4程度まで)、△:目標の半分程度、◇:一部できた(目標の1/4程度まで)、×:ほとんどできなかった

評価項目			センター記載欄		
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「◇」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)	
介護予防ケアマネジメント事業	《独自の取り組み》	《具体的な取り組み》			
	適切な介護予防ケアマネジメントの実施	利用者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅の室内の様子や日常生活の状況など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントをするようにしている。			
		介護予防に目を向けたアセスメント・ケアプラン作成(具体的な目標設定も含む)・モニタリング・評価といった一連のケアマネジメントが適切に行うことができている。			
		サービス担当者会議や承認会議は、自立支援に目を向けてサービス内容の検討をしている。			
		ケアマネジメントを実施するにあたり、本人のできる事までもサービスを導入していないか確認している。			
		委託先に対し、適切なケアマネジメントができるよう、指導助言をしている。			
	介護予防ケアマネジメント委託について、公正・中立性の確保	特定事業所の提供サービスの偏り	センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		
		特定事業所の提供サービス利用への不当な誘引	センターにおける介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していない。		
		介護予防ケアマネジメント支援の委託先の偏り	介護予防ケアマネジメント支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。《偏っていると判断されるケースがある場合は、正当な理由を記載欄に記入》		
	サービス終了後の支援	一般介護予防事業につなげた場合や、サービス利用終了者に対し、定期的に状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけしている。			
給付管理	介護予防ケアマネジメント費での請求と介護予防支援費の請求を間違わないような、チェック体制をとっている。				
総合相談支援事業	《独自の取り組み》	《具体的な取り組み》			
	地域連携の仕組みづくり	地域会合や集まりに積極的に参加し、顔の見える関係をつくっている。			
	地域住民との共働	地域住民との共働により、地域の問題解決に取り組んでいる。			
	地域のアセスメント	地域特性(地理、人口、高齢化率、世帯構成、独居高齢者の割合等)および地域住民の課題とニーズを把握している。			
	適切な総合相談	再相談に対応できるよう、対応した以外の職員でも対応可能な相談記録票を整備し、記録を残している。			
		地域の関係機関・高齢者等の相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。			
	継続的・専門的相談支援	サービス利用等につながらないケース、また本人が支援を望まないようなケースであっても、適切なアセスメントのもとに、訪問等による状況把握および支援等を継続的に行っている。			
地域の社会資源等の情報を把握し、職員で活用している。					
必要に応じて、訪問による実態把握を積極的に行っている。					

評価項目			センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価	「△」、「◇」、「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に理由を記入してください。)
権利擁護事業	《独自の取り組み》	《具体的な取り組み》		
	高齢者虐待の防止および対応	市や関係機関と連携し、高齢者虐待の防止および対応にあたっている。		
		家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。		
		高齢者虐待の相談通報窓口として、関係機関や地域住民に周知している。		
	消費者被害の防止および対応	消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。		
		消費生活センターや民生委員などの関係機関と連携し、消費者被害の防止および対応にあたっている。		
成年後見制度の普及・活用促進	成年後見制度(法定後見・任意後見)を幅広く普及するための活動を行っている。			
判断能力が低下している状況にある人への支援	適切なスクリーニングを実施し、成年後見制度申立支援や日常生活自立支援事業等へのつなぎを行っている。			
包括的・継続的ケアマネジメント	《独自の取り組み》	《具体的な取り組み》		
	地域ケア個別会議の開催	地域ケア会議が必要と判断した場合は、迅速に関係機関を集めて開催している。 地域ケア個別会議の内容が、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の資質向上及び参加者の実地研修の場となっている。		
	地域包括ケア会議の開催	地域包括ケア会議を3職種が協力、定期的に行い、地域課題解決に向けて取り組んでいる。 地域ケア会議の内容が、関係機関のネットワーク構築、社会資源の発見や開発につながり、顔の見える関係づくりができています。		
	介護支援専門員の質の向上のための支援	地域の介護支援専門員の全体の質の向上のために研修会や事例検討会を開催したり、地域資源等の情報提供をしている。		
	個々の介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員(プランナーも含む)との連携を図り、常に相談しやすい体制や関係作りに努め、課題等の把握をしている。また介護支援専門員と関係機関等との顔つなぎをしている。		
一般介護予防事業	《独自の取り組み》	《具体的な取り組み》		
	介護予防普及啓発	計画的に健康教育等を実施し、介護予防活動の普及・啓発を行っている。		
		地域にある団体等を把握し、介護予防活動の普及・啓発をすることに努めている。		
		新規団体への介護予防活動の普及・啓発を行っている。		
		介護予防を推進するため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている。		
		地域に偏りなく、健康教育や健康講話を行っている。		
		介護予防活動の普及啓発後も継続的にその団体を支援する工夫を行っている。		
		介護予防普及啓発活動で何らかの支援を要するものを早期に把握した場合、適切な支援につなげている。		
地域リハビリテーション活動支援	介護予防の取り組み団体を支援する場合、リハビリ専門職等と連携し、介護予防取組の機能強化を図っている。			

【評価項目】 ◎:できた(目標まで達している)、○:概ねできた(目標の3/4程度まで)、△:目標の半分程度、◇:一部できた(目標の1/4程度まで)、×:ほとんどできなかった

自己評価採点の基準

評価		評価の目安	
◎	できた	目標まで達している	(81%以上)
○	概ねできた	3/4程度	(61%~80%)
△	半分程度できた	半分程度	(41%~60%)
◇	一部できた	1/4程度	(21%~40%)
×	ほとんどできなかった	1/4以下	(20%以下)